

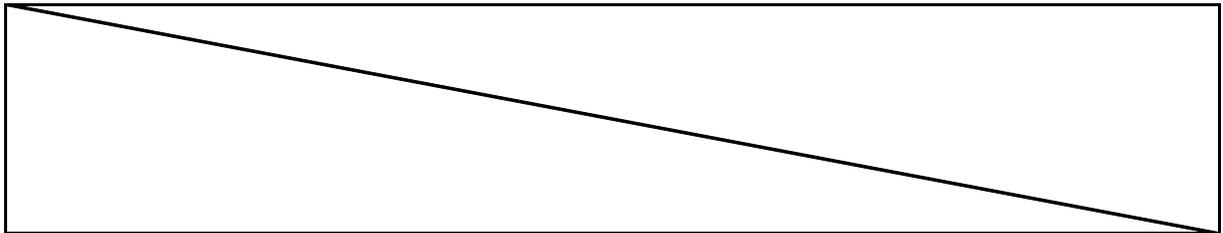
(様式2)

3. 施設整備計画の目標

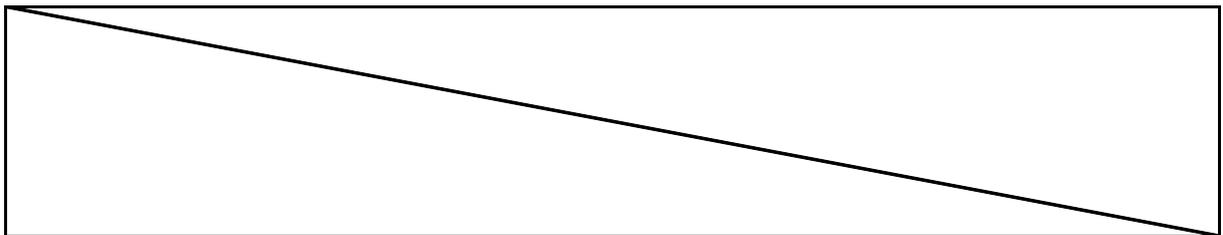
(1) 老朽化対策を図る整備

・市内のスポーツ施設は全体的に老朽化が進んでおり、市民の誰もが安心して利用できる施設とするため計画的な改修を行う。
・当施設は隣接する中学校の生徒も利用する施設であり、耐震化を実施することにより安心して安全な学校運営を図る。

(2) 新時代の学びを支える安全・安心な教育環境の確保を図る整備



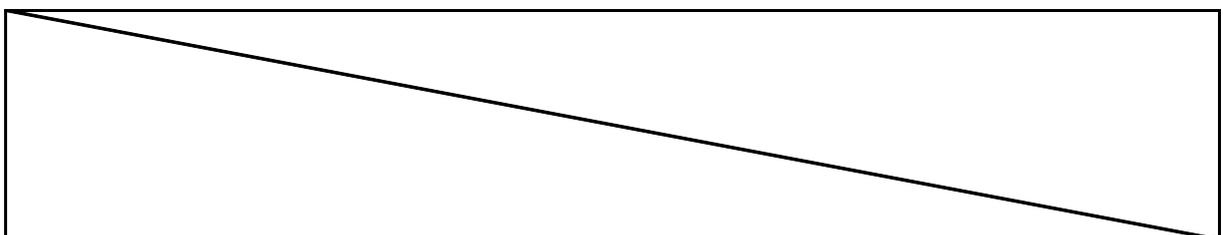
(3) 教室不足の解消等を図る整備



(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

・猛暑など近年急激に変化する自然環境に対応するため、普通教室に引き続き特別教室にも空調を設置することで、教育環境の整備を図る。また、あわせて給食室及び配膳室にも空調を設置し、食中毒等の対策を図る。
・下水道法第10条において、都市開発及び公衆衛生のため公共下水道が供用開始された土地の所有者は遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流入させる排水施設を設置しなければならないとあることから、その法令に適合させるため公共下水道への接続工事を実施し、教育環境の整備を図る。
・建築後相当年数を経過した小中学校のトイレは、建具の老朽化や配管の漏水、悪臭が発生し、教育環境として好ましくない状態であることから、トイレの衛生機器、配管及び内装などの全面改修を行い、教育施設の充実を図る。
・児童たちが学ぶ教室と職員室が離れた場所に配置されており、不審者等が教室に侵入してきた際の対応に苦慮しているため、職員室を児童が学ぶ教室近くに移設することで、防犯対策の強化を図る。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備



4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|------------------------------------|---------|-------|
| 小学校 | | 25 校 |
| 中学校 | | 9 校 |
| 義務教育学校 | | 1 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 0 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 0 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む。) | | 3 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 0 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む。) | | 0 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 0 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 21 箇所 |
| | 共同調理場 | 1 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 32 箇所 |
| | 学校武道場 | 6 箇所 |
| | 社会体育施設 | 7 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|--------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 有り | 令和3年3月 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 有り | 令和2年8月 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

・当市で導入している行政評価制度に基づき、年度ごとに各事業の事務事業評価を行います。
また、今後も引き続きホームページで公表します。

